

議案第40号

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成23年さいたま市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事案の調査)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者(市から委託を受けて<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。)第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(通報を受けた場合の措置等)</p> <p>第18条 [略]</p>	<p>(事案の調査)</p> <p>第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者(市から委託を受けて<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(通報を受けた場合の措置等)</p> <p>第18条 [略]</p>

<p>2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、<u>障害者総合支援法</u>その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。</p> <p>（障害者等への総合的な支援等）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 <u>障害者総合支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて<u>障害者総合支援法</u>第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営業者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（障害者の就労支援）</p> <p>第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、<u>障害者総合支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、<u>障害者自立支援法</u>その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。</p> <p>（障害者等への総合的な支援等）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 <u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて<u>同法</u>第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営業者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>（障害者の就労支援）</p> <p>第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

（さいたま市障害程度区分認定審査会条例の一部改正）

第2条 さいたま市障害程度区分認定審査会条例（平成18年さいたま市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>さいたま市障害支援区分認定審査会条例</u>	<u>さいたま市障害程度区分認定審査会条例</u>

<p>(名称)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条に規定する審査会の名称は、<u>さいたま市障害支援区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）という。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第15条に規定する審査会の名称は、<u>さいたま市障害程度区分認定審査会</u>（以下「審査会」という。）という。</p>
---	---

（さいたま市障害者更生相談センター条例の一部改正）

第3条 さいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 相談センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項、第26条第1項並びに第74条に規定する業務に関すること。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 相談センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項、第26条第1項並びに第74条に規定する業務に関すること。</p> <p>(4) [略]</p>

（さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正）

第4条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第3項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、けやき等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第2項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(さいたま市槻の木条例の一部改正)

第5条 さいたま市槻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉</p>

<p>サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第3項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、さいたま市槻の木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第8条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第2項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>
--	--

（さいたま市日進職業センター条例の一部改正）

第6条 さいたま市日進職業センター条例（平成13年さいたま市条例第162号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市日進職業センター（以下「センター」という。）をさいたま市北区日進町3丁目151番地に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市日進職業センター（以下「センター」という。）をさいたま市北区日進町3丁目151番地に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p>

(1) [略]	(1) [略]
(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第3項第1号</u> に掲げる額	(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第2項第1号</u> に掲げる額
2 [略]	2 [略]

(さいたま市かやの木条例の一部改正)

第7条 さいたま市かやの木条例（平成13年さいたま市条例第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市かやの木（以下「かやの木」という。）をさいたま市中央区本町西1丁目6番3号に設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、かやの木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第3項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市かやの木（以下「かやの木」という。）をさいたま市中央区本町西1丁目6番3号に設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、かやの木の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第2項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第8条 さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を

次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第3項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p> <p>第5条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（前条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サービスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する者 <u>法第30条第2項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>

（さいたま市杉の子園条例の一部改正）

第9条 さいたま市杉の子園条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する児童の保護者 <u>法第21条の5の4第3項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第2号に該当する児童の保護者 <u>法第21条の5の4第2項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第10条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第4条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サー</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者（第4条第3号又は第4号に該当する者を除く。）は、当該指定障害福祉サー</p>

<p>ビスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び次条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第4条第2号に該当する者 <u>法第30条第3項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>	<p>ビスについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する特定費用を、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び次条において同じ。）に納付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第4条第2号に該当する者 <u>法第30条第2項第1号</u>に掲げる額</p> <p>2 [略]</p>
---	---

（さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正）

第11条 さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（対象者）</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、<u>障害者総合支援法第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号に</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、<u>同法第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機</p>

において「障害者支援施設」という。)、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。))又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))に入所し、入院し、又は入居している者(障害者総合支援法第5条第10項に規定する共同生活介護(以下「共同生活介護」という。))又は同条第16項に規定する共同生活援助(以下「共同生活援助」という。))を行う住居に入居している者を含む。)

エ～コ [略]

(2) 本市から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設、指定医療機関又はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

(3)～(10) [略]

2 [略]

関(以下「指定医療機関」という。))又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。))に入所し、入院し、又は入居している者(障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護(以下「共同生活介護」という。))又は同条第16項に規定する共同生活援助(以下「共同生活援助」という。))を行う住居に入居している者を含む。)

エ～コ [略]

(2) 本市から障害者自立支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設、指定医療機関又はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者(共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。)

(3)～(10) [略]

2 [略]

第12条 さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。))については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)又は被扶養者である心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p>

ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ 他の市町村の長が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ [略]

カ 他の市町村の長が、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

キ～コ [略]

(2) 本市から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設、指定医療機関又はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。）

(3) 市長が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) [略]

(5) 市長が、知的障害者福祉法第15条の4の規

ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）又は同条第16項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ 他の市町村の長が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ [略]

カ 他の市町村の長が、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

キ～コ [略]

(2) 本市から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設、指定医療機関又はのぞみの園に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居している者を含む。）

(3) 市長が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) [略]

(5) 市長が、知的障害者福祉法第15条の4の規

定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6)～(10) [略]

2 [略]

定により、本市の区域外に設置されている共同生活介護又は共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6)～(10) [略]

2 [略]

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中さいたま市障害者福祉施設春光園条例第6条第1項第2号の改正、第5条中さいたま市槻の木条例第6条第1項第2号の改正、第6条中さいたま市日進職業センター条例第5条第1項第2号の改正、第7条中さいたま市かやの木条例第5条第1項第2号の改正、第8条中さいたま市みずき園条例第5条第1項第2号の改正及び第10条中さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第6条第1項第2号の改正 公布の日
- (2) 第1条の規定、第2条中さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第4条中さいたま市障害者福祉施設春光園条例第1条の改正、第5条中さいたま市槻の木条例第1条の改正、第6条中さいたま市日進職業センター条例第1条の改正、第7条中さいたま市かやの木条例第1条の改正、第8条中さいたま市みずき園条例第1条の改正、第9条の規定、第10条中さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第1条の改正及び第11条の規定 平成25年4月1日
- (3) 第2条（さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）を除く。）及び第12条の規定 平成26年4月1日